業庫第３５号（例）
２０２２年8月２３日

預　　金　　店　御中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行預金取扱手続」の一部改正に関する件

預金店と日本銀行との間で授受している書面について、日本銀行業務オンラインによる授受に移行すること（「「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の一部改正に関する件」（２０２２年８月１８日付日銀業第３５７号））に伴い、標題規程（昭和３９年１１月１７日付国丙第１６５号）の一部を別紙のとおり改正し、２０２２年９月１日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正における留意事項は、次のとおりです。

１．全般的な規程改正方針について

①　日本銀行業務オンラインによる授受対象書面は、「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」（以下「書面一覧表」といいます。）により一元的に定める扱いとしています。このため、各事務取扱規程では、主として当該書面の授受手段を限定する定めを削る改正を行い、授受手段を日本銀行業務オンラインに改める改正は行っておりません（例：「〇〇書を電子メールまたはファクシミリにより送付する」を「〇〇書を送付する」に改めるなど）。

②　日本銀行業務オンラインによる書面提出後に金融機関の手元に残る電子ファイルや紙面（スキャナで当該紙面の読取りを行う場合）については、別途保管する旨や当該紙面を日本銀行に送付する旨の規定があるものを除き、当該金融機関において削除・廃棄いただいて差し支えありません。この点、現行の各事務取扱規程では、電子メールまたはファクシミリにより日本銀

行に提出可能な書面に関し「電子メールまたはファクシミリによる報告後は保管を要しない」旨の注意事項を付しているところ、当該注意事項を削る改正を行っておりますが、自明の扱いを注意事項として定めることを取り止めるものであり、従前の扱いを変更するものではありませんので、申し添えます。

２．移行時期および提出時の留意事項について

２０２２年８月１８日付日銀業第３５７号による改正後の書面一覧表の表１に定める書面は、本年９月１日以降、日本銀行業務オンラインにより提出いただくことになります。この点、日本銀行預金関連の提出書面については、取扱日と提出期限が同一日でないものや書式改正を行ったものがあるため、より詳細な移行時期および提出時の留意事項を別添のとおり整理しましたので、ご参照ください。

３．国庫・国債事務関連の書式ファイル集の更新について

本改正を受け、日本銀行ホームページ（日本銀行ＨＰ＞業務上の事務連絡＞代理店等関連＞代理店等関連規程＞代理店関連＞国庫・国債事務関連の書式ファイル集）に掲載されている書式ファイルについては、準備が整い次第、更新予定です。

以　　上

【本件に関する照会先】
日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ
０３－３２７９－１１１１（代表）
荒川（内線：３３２８）、猪俣（３３３４）

別添

日本銀行預金関連の提出書面にかかる移行時期および提出時の留意事項

<table>
<tr><th>書面名</th><th>報告資料コード</th><th>報告資料名</th><th>移行時期</th><th>提出時の留意事項</th></tr>
<tr><td>日本銀行預金収支毎日報告表</td><td rowspan="3">P13a01</td><td rowspan="3">収支毎報・国庫金内訳書・国庫送金内訳書</td><td rowspan="3">作成日を 8/31 日（提出期限を 9/1 日の 10:00）とするものから移行</td><td rowspan="4">・　「日本銀行預金収支毎日報告表」、「国庫金内訳書」、「国庫送金内訳書」および「国庫金受払等報告表」は、日本銀行が提供するファイルを用いて作成する扱いに変更となっておりますので、提出期限を本年 9/1 日とする分より本通知に添付のファイルを使用して作成してください（事務変更の内容については、2022 年 3 月 30 日付業庫第 20 号参照）。
――　本通知に添付のファイルは、上記業庫第 20 号に添付したファイルと同一のものです。必要記入事項以外の入力やファイル形式の変更は行わないようお願いいたします。
・　ファイル名は金融機関名としてください。なお、他の提出ファイルと区別するため、末尾に数字等を付しても構いません。例えば、「〇〇銀行」の場合のファイル名は「〇〇.xlsx」、「〇〇1.xlsx」などとなります。
・　報告データの送信指示画面の「データ日付」欄には、作成日の日付を入力してください。入力イメージは、次ページの（参考）をご参照ください。</td></tr>
<tr><td>国庫金内訳書</td></tr>
<tr><td>国庫送金内訳書</td></tr>
<tr><td>国庫金受払等報告表</td><td>P13a02</td><td>国庫金受払等報告表</td><td>作成日を 9/1 日（提出期限を 9/1 日の 10:00）とするものから移行</td></tr>
</table>

（参考）報告データの送信指示画面における「データ日付」欄への入力イメージ
　　――　2022 年 9 月 1 日を提出期限とするものを送信する場合の例

【「収支毎報・国庫金内訳書・国庫送金内訳書」の報告資料名で送信するもの】

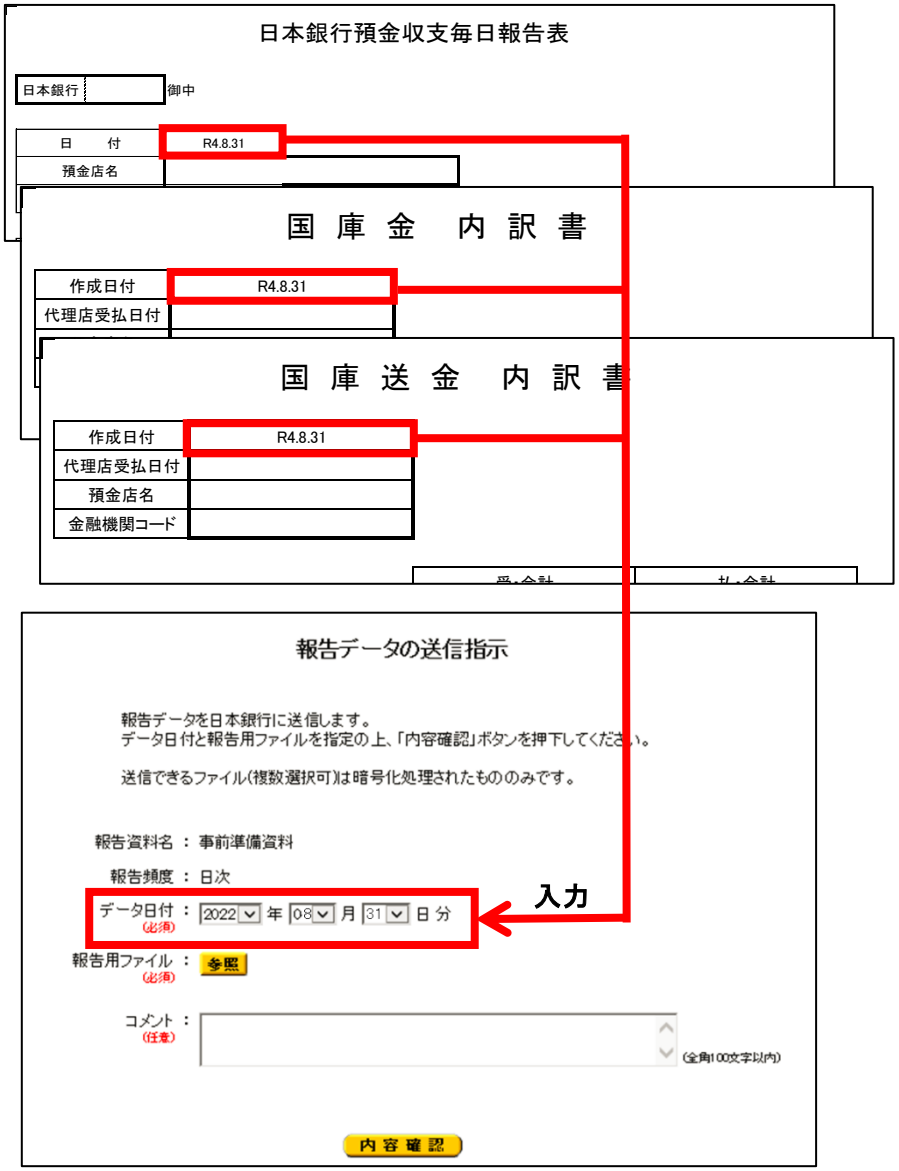

【「国庫金受払等報告表」の報告資料名で送信するもの】

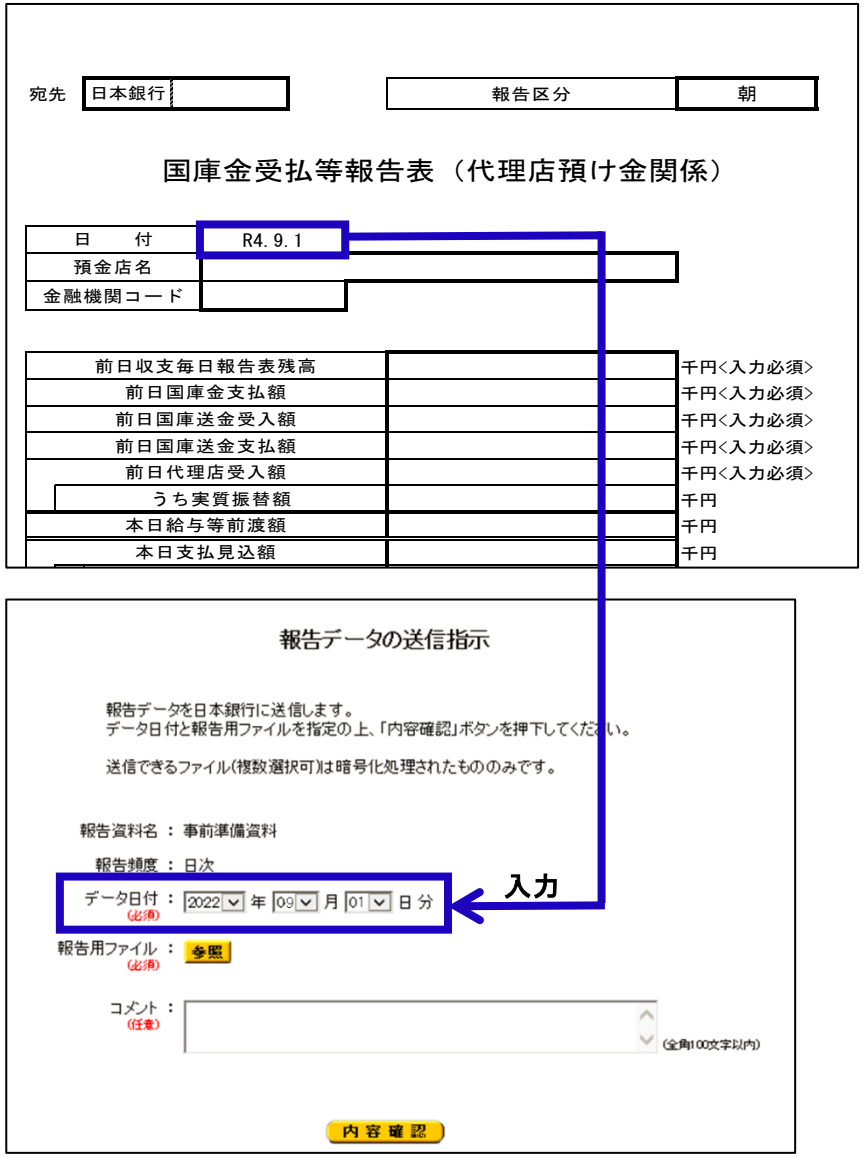

別紙

「日本銀行預金取扱手続」中一部改正

○　３．（１）を横線のとおり改める。

（１）~~日本銀行から、資金の受払に関し必要とする資料を求められたときは、~~毎日、２．（１）の受払について、国庫金受払等報告表（書式第６号）~~を電子メールまたはファクシミリで送付すること~~により、日本銀行に報告する(注)。

（注）~~国庫金受払等報告表は、この手続上、電子メールまたはファクシミリによる報告後は保管を要しない。~~朝の報告の場合には、当日の午前１０時までに国庫金受払等報告表を提出する。追加の報告および最終の報告の場合には、日本銀行に対し、国庫金受払等報告表の提出後速やかに電話連絡を行う。また、報告内容に訂正がある場合には、日本銀行に対し、速やかに電話連絡を行う。

○　４．を横線のとおり改める。

４．預金の受入

日本銀行から、~~電話または日本銀行預金預入通知書（書式第１号）により~~通知を受けた振込金を受領したときは、直ちに預金に受け入れる(注)。

（注）略（不変）

○　５．を横線のとおり改める。

５．預金の払出

日本銀行から、~~電話または日本銀行預金引出通知書（書式第３号）により、日本銀行に~~資金を払い込むよう通知を受けたときは、預金を払い出し、日本銀行あて当座小切手をもって（預金店が日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用先であるときは日銀ネットにより）午後３時までに入金する(注)。

（注）略（不変）

○　６．を横線のとおり改める。

６．計表

毎日、前記２．（１）の受払について日本銀行預金収支毎日報告表（書式第４号）を作成するとともに、国庫金および国庫送金の受払について国庫金内訳書（書式第５号（１））および国庫送金内訳書（書式第５号（２））を作成添付して、~~電子メールまたはファクシミリにより、~~翌営業日の午前１０時までに日本銀行に送付する~~(注１)(注２)(注３)~~。

（注~~１~~）国庫金内訳書および国庫送金内訳書は、受払がない場合には作成添付を要しない。

~~（注２）やむを得ない事情により、電子メールまたはファクシミリにより送付できない場合には、書面により提出してもよい。~~

~~（注３）日本銀行預金収支毎日報告表、国庫金内訳書および国庫送金内訳書は、この手続上、電子メールまたはファクシミリによる報告後は保管を要しない。~~

○　書式第１号を次のとおり改める（全面改正）。

書式第１号　削除

○　書式第１の２号を横線のとおり改める。

書式第１の２号

依　頼　書

年　　月　日以後、貴行ー（注１）が当方ー（注２）に対し、代理店基本規定第４条によって資金を預入されるときは、貴行ー（注１）における当方ー（注３）の当座勘定にお振込下さい。

ただし、現金をもって預入されるときその他貴行において必要と認められるときは、上記以外の方法によられてさしつかえありません。

年　　月　　日

（取引先）

（代表者）（注４）　　~~（印）~~

日本銀行　　御中

（注１）
（注２）　略（不変）
（注３）

（注４）頭取、社長又は支店長が記名~~なつ印~~。ただし預金店店舗名と当座勘定取引店舗名とが異なるときは頭取又は社長が記名~~なつ印~~。

○　書式第３号を次のとおり改める（全面改正）。

書式第３号　削除

○　書式第４号、書式第５号および書式第６号を次のとおり改める（全面改正）。